

令和6年2月16日
千葉県信用保証協会

保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替する 手法を活用した制度等の事前審査開始について

令和4年12月23日に政府による「経営者保証改革プログラム」で公表された、信用保証制度における経営者保証の提供を事業者が選択できる環境の整備について、今般、千葉県信用保証協会は事業者選択型経営者保証非提供制度、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度、プロパー融資借換特別保証制度を創設し、令和6年3月15日から取扱いを開始します。それに先立ち、令和6年2月16日から下記のとおり事前審査を開始いたしますので、お知らせいたします。

当協会は、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させるため、各制度に適切かつ真摯に対応してまいります。

各制度の資格要件や取扱期間等の詳細は、後掲の各制度パンフレットをご確認ください。

記

1. 事前審査期間

令和6年2月16日から令和6年3月14日まで

2. 事前審査について

上記各制度を円滑にご利用いただくため、令和6年2月16日から事前審査を開始します。

事前審査では、制度の概要の説明や資格要件を充足しているか、制定書式の記載方法等についてご相談を承りますので、本制度のご利用をご検討されているお客さまや金融機関の皆さまは、下記お問い合わせ先までお気軽にお問い合わせください。

※上記各制度に関する「事前審査」とは、当協会が正式に保証申込（事前申込を含む）を受付することや保証の諾否の回答をするものではありませんので、ご注意ください。

3. 中小・小規模事業者のお問い合わせ先

本店	保証部	TEL：043-221-8111
幕張林 [°] トセンター	地域林 [°] トチーム	TEL：043-239-3281
松戸支店	保証課	TEL：047-365-6010

4. 関連リンク

- ・経済産業省 「経営者保証改革プログラム」の策定について
<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221223006/20221223006.html>
- ・経済産業省 経済対策に基づく新たな資金繰り支援策を行います
<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240123002/20240123002.html>

以 上

保証料の上乗せで**経営者保証が不要**となる 『事業者選択型経営者保証非提供制度』のお知らせ

事前審査受付中

令和6年3月15日 保証申込受付開始

1 ご利用 いただける方

次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1)

- (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- (3) 次のいずれかを満たすこと
 - ① 直前決算において債務超過でない(※2)
 - ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3)
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。

※2 貸借対照表において「純資産の額 \geq 0」となること。

※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 \geq 0」となること。

2 保証料率

ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合
各信用保証協会所定の保証料率に**0.25%上乗せ**

ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合
各信用保証協会所定の保証料率に**0.45%上乗せ**

3 対象となる 保証制度

原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります

- ・無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険
- ・新事業開拓保険・事業再生保険

(注①) 本制度は、個別の保証制度ではありません。

(注②) 法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外。

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください

千葉県信用保証協会

本店 保証部 TEL 043-221-8111
幕張サポートセンター TEL 043-239-3281
松戸支店 保証課 TEL 047-365-6010



【ご利用いただける方(1)～(3)チェックリスト】

法人設立日後申告期限が到来している決算が2期以上ある。⇒【A】へ
 法人設立日後申告期限が到来している決算が1期のみある。⇒【B】へ
 法人設立日後申告期限が到来している決算がない。⇒【C】へ

< S T A R T >

【A】

【B】

【C】

(1) 申込日以前過去2年間(法人設立日から起算して申込日までの期間が2年に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している。

Yes

Yes

※No

【※】へ

(2) 申込日の直前の決算において、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当社の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていない。

Yes

Yes

※No

【※】へ

(3) ① 申込日の直前の決算において純資産の額がゼロ以上である。
直前決算期: 令和____年____月期の純資産額(____)円

② 申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではない。

①直前決算期: 令和____年____月期
経常利益(____)円+減価償却費(____)円
=減価償却前利益(____)円

②直前決算前期: 令和____年____月期
経常利益(____)円+減価償却費(____)円
=減価償却前利益(____)円

①②

すべて Yes

①②

いずれか Yes

①②
すべて
※No

【※】へ

ご利用
いただけます

保証料率
上乘せ

+0.25%

保証料率
上乘せ

+0.45%

【※】「Noが1つでもある場合」は、本制度をご利用いただけません。

ただし、経営者保証ガイドラインに該当する場合等においては、経営者保証を非提供とすることができる可能性がありますので、詳細は金融機関またはお近くの信用保証協会へお問い合わせください。

経営者保証の提供を希望しない事業者さまへ

保証料の上乗せで

経営者保証が不要となる

事業者選択型経営者保証非提供促進
特別保証制度のお知らせ

事前審査受付中

令和6年3月15日 保証申込受付開始

上乗せとなる保証料に対して国から保証申込日に応じて

以下のとおり補助があります。

令和6年3月15日から令和7年3月31日まで 0.15%

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 0.10%

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 0.05%

※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の概要

ご利用いただける方	<p>次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1)</p> <p>(1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること</p> <p>(2)直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者等への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと</p> <p>(3)次のいずれかを満たすこと</p> <p>①直前決算において債務超過でない(※2)</p> <p>②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3)</p> <p>(4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること</p> <p>①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること</p> <p>②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者等への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと</p> <p>(5)保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること</p>		
保証限度額	8,000万円 ※セーフティネット保証4.5号の場合は別枠で8,000万円	責任共有制度	責任共有対象 ※セーフティネット保証4号の場合は責任共有対象外
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	一括返済または分割返済	保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (据置期間1年以内)
担保	不要(無担保)	保証人	不要(無保証人)
融資利率	金融機関所定利率	添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書
保証料率	<p>ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合 0.70%～2.45%(所定の保証料率に0.25%上乗せ)</p> <p>ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 0.90%～2.65%(所定の保証料率に0.45%上乗せ)</p>		
保証料補助	申込日に応じて0.05%から0.15%に相当する額(※4)		

※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。

※2 貸借対照表において「純資産の額 \geq 0」となること。

※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 \geq 0」となること。

※4 詳しくは表面をご確認ください。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助の対象外となります。

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください

千葉県信用保証協会 本店 保証部 TEL 043-221-8111
 幕張サポートセンター TEL 043-239-3281
 松戸支店 保証課 TEL 047-365-6010

今お借り入れのあるプロパー融資の

経営者保証を解除

プロパー融資借換 特別保証制度のご案内

事前審査受付中

令和6年3月15日 保証申込受付開始

ご利用
いただける方

経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入がある法人

資格要件

以下のすべての要件を満たす法人

資産超過である

EBITDA有利子負債倍率^(※1)が15倍以内

法人・個人が分離されている

返済緩和している借入がない^(※2)

※1 EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)

※2 申込日が危機関連保証の指定期間である場合、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号の指定期間である場合は、要件の確認基準日について緩和措置があります。

取扱期間

令和6年3月15日～令和9年3月31日（保証申込受付分）

※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

プロパー融資借換特別保証制度の概要

保証限度額	2億8,000万円（組合等は4億8,000万円） 申込金融機関における保証限度額は、保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）のうち、経営者保証を提供していない借入残高の範囲内とする。
責任共有制度	対象
対象資金	借換資金（申込金融機関における保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）のうち、経営者保証を提供している事業資金の借り換えに限ります。）
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合は1年以内 分割返済の場合は10年以内（据置期間1年以内）
担保	必要に応じて
保証人	不要（無保証人）
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	0.45%～1.90%
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 財務要件等確認書、借換債務等確認書

借入時の要件があります

申込金融機関において、次のいずれかの要件を満たす必要があります。



- 経営者保証を提供せず、かつ保全のない保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）を借り入れること。
- 本制度による返済部分を除く保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ解除した借入について保全がないこと。

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください

千葉県信用保証協会

本店 保証部 TEL 043-221-8111
幕張サポートセンター TEL 043-239-3281
松戸支店 保証課 TEL 047-365-6010